

令和3年7月

藤沢市農業委員会総会

日時：令和3年7月26日（月）午後2時35分

場所：本庁舎5階 5-1会議室・5-2会議室

藤沢市農業委員会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和3年7月26日(月)、本庁舎5階 5-1会議室・5-2会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

1 番	井 上 哲 夫	1 4 番	漆 原 豊 彦
2 番	三 上 健 一		
3 番	井 出 茂 康		
4 番	齋 藤 義 治		
5 番	小 林 正 幸		
6 番	飯 田 芳 一		
7 番	上 田 洋 子		
8 番	加 藤 義 一		
9 番	田 代 恵美子		
1 0 番	吉 原 豊		
1 1 番	山 口 貞 雄		
1 2 番	加 藤 登		
1 3 番	西 山 弘 行		

欠席委員は、次のとおり

--	--	--	--

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	嶋 田 勝 弘	主幹	草 柳 真 治	上級主査	大 西 裕 輝
主任	森 大 晃				

委員会の日程は、次のとおり

- 日程第 1 議案第 18号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 19号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 20号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第 21号 非農地証明願について
- 日程第 5 議案第 22号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明
願について
- 日程第 6 議案第 23号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申
し出について
- 日程第 7 議案第 24号 農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に
基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 8 報告第 10号 農地の貸借の合意解約通知について
- 日程第 9 報告第 11号 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告に
ついて

開会 午後2時35分

事務局（嶋田勝弘事務局長） それでは、大変お待たせしました。定刻を若干過ぎてしまいましたけれども、ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催させていただきます。

本日の委員の出席状況を申し上げます。農業委員の総数14名、出席者14名でございます。出席委員数が委員総数の過半数を満たすため、本総会は成立していることを御報告させていただきます。

それでは、初めに齋藤会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。委員の皆様方におかれましては、何かとお忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

今月も、また蔓延防止措置が発令をされまして、今月の総会は農業委員だけの総会でございます。よろしく願いをしたいと思います。

また、今月5日には、小委員会で議論をして皆様方に決議をしていただきました「令和4年度農地等利用最適化推進施策等の改善に係る意見書」を鈴木市長へ提出してまいりました。

鈴木市長も、農業にはかなり理解をいただいておりますので、今後、意見書に沿ったいろいろな回答がなされるのではないかと期待をしております。

また、今月23日から、このコロナ禍で東京オリンピックが開催をされております。いろいろ賛否がある中での開催ということでございますが、無事に終わればいいかなと思っております。

それからワクチンについても、皆様方の中でも接種をされた方はかなりいらっしゃると思いますが、このワクチンがどこまで効いて、今のコロナ禍がどのように収まっていくのか、そして、最終的には終息宣言か、あるいはゼロコロナ、あるいはウィズコロナということで、これから先、このコロナがどのようなようになっていくのかということは、まだまだ未知数でございます。

今回のコロナウイルスによって、各企業や産業、農業までもが、かなりの影響を受けております。そうした中で、これからの事業については、いろいろな

災害に対する対策も、ある程度していかなければならないのではないかという
ような思いもございます。

科学者の中では、このコロナが終息をしていっても、また新しいウイルスが
できるのではないかということが言われておりますので、人間とウイルスの闘
いはずっと続くのではないかと考えております。

そういう中で、皆様方いろいろ御苦勞をされていると思いますが、これから
もよろしくお願いを申し上げます。

それでは、ただいまから7月の総会を開会いたします。よろしく御協力のほ
どをお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

なお、先ほども申しましたように、コロナの影響に配慮しまして、スムーズ
な議事進行について御協力いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

事務局（嶋田勝弘事務局長） ありがとうございます。

これより議事に入りますが、藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に
基づき、齋藤会長に議長をお願いいたします。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（草柳真治主幹） いいえ、いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、ただいまより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により、11番の山口貞雄委
員と12番の加藤 登委員の御両名をお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

日程第1、議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」を
上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主任。

事務局（森 大晃主任） 「農地法第3条の規定による許可申請について」、議案説明をいたします。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、3人。所有面積、耕作面積、ともに51a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、瀬郷字大向、1筆。地目、畑。地積、808㎡。権利の種類、所有権（売買による移転）。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

続きまして、番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、3人。所有面積、耕作面積、ともに52a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、宮原字戸中、1筆。地目、田。地積、723㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、体力面の低下により、安定した営農が続けられなくなったため。

続きまして、番号3。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、1人。所有面積、耕作面積、ともに97a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、宮原字中原、1筆。地目、畑。地積、314㎡。権利の種類、贈与による所有権移転。申請理由、譲受人、相続により細分化された所有権を集約するため。譲渡人、譲受人の要望により。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

2番、三上委員。

2番（三上健一委員） 本件の申請地につきましては、市道大庭・瀬郷線にある「瀬郷公民館前」交差点から南西に約50mの土地になります。

資料は1ページをお開きください。

地区協におきまして、譲受人と面談いたしました。

譲受人は、瀬郷と厚木市で露地野菜の生産、販売を中心に農業経営を行っており、このたび農業経営規模の拡大を図るため、当該農地を新たに取得することです。

上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主任。

事務局（森 大晃主任） それでは、「農地法第4条の規定による許可申請について」、議案説明をいたします。

地区、六会・長後。番号1。申請人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、56a。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、高倉字諏訪上、3筆。地目、いずれも田現況畑。地積、合計0.35㎡。転用目的、一時転用、営農型太陽光発電設備。立地基準については、農用地区域内農地になります。一時転用期間、許可日から3年間。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

10番、吉原委員。

10番（吉原豊委員） 本件につきましては、当該地に営農型太陽光発電設備を設置するため、平成30年7月の総会において承認され、平成30年8月24日付で神奈川県知事から農地転用許可を受けた件について、一時転用の当初許可日から許可期間である3年を迎えることから、再度、農地転用許可申請書が提出されたものです。

本件の申請地につきましては、境川にかかる「境川橋」の南側に約200mの土地になります。

資料は7ページをお開きください。

太陽光パネルの下部の農地では、日光を余り必要としない作物であるミョウガを栽培していましたが、腐敗病や土壌の問題、台風被害により作付け作物を本榎に変更するとのことでした。

当該地につきましては、農用地区域内にある農地であり、原則転用不可となっておりますが、本件は、農地に支柱を立てて営農を継続しながら農地の上部空間に太陽光パネルを設置するものであり、例外的に転用可能な事業に該当す

るものです。

本事業は、営農の適切な継続が前提となることから、申請人に対し、営農計画どおりの作付け・肥培管理が行われない場合には、太陽光パネルの撤去命令に従うこと、国の取扱通知に基づき、農作物の収穫量や売上高等について毎年必ず報告すること、一時転用期間満了時には再度一時転用許可申請を行うことなどについて指導しております。

現地については、令和3年7月13日に、地区委員の澤野委員と、事務局の森さんで立会いまして現地確認をしました。申請どおり営農型太陽光発電設備が設置されていることを確認しています。

地区協におきましては、申請人及び申請人の代理人と面談し、改めて太陽光パネルの下部の農地において、適切な作付け・肥培管理を行うことについて指導いたしました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —
— — — — —
—

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第19号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第19号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第3、議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

大西上級主査。

事務局（大西裕輝上級主査） それでは、「農地法第5条の規定による許可申請につ

いて」、説明をさせていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、29 a。耕作者、同左人。当該農地、地番、用田字薬師峯、11筆。地目、全て田。地積、合計1,570 m²。内容、一時転用。使用貸借権設定。田から畑への造成工事。期間、許可日から11月30日まで。農用地区域除外日、平成15年2月24日。農地種別、第2種農地となっております。

続きまして、番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、53 a。耕作者、同左人。当該農地、地番、遠藤字菖蒲沢境、2筆。地目、全て畑。地積、合計346.97 m²。内容、使用貸借権設定。自己住宅。農用地区域除外日、昭和59年4月20日。農地種別、第3種農地となっております。

続きまして、地区、六会・長後。番号3。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、80 a。耕作者、同左人。当該農地、地番、長後字中原。地目、畑。地積、852 m²。内容、所有権移転。駐車場及び資材置場。農用地区域除外日、当初より。農地種別、第2種農地となっております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

7番、上田委員。

7番（上田洋子委員） 本件の申請地につきましては、県道丸子中山茅ヶ崎線にある「コメリハード&グリーン藤沢用田店」より東に約300 mの農地になります。

資料は9ページをお開きください。

本件については、田を畑に変更するに当たり、造成する盛土の量が多く規模が大きいため、農地法第5条の一時転用許可申請を行ったものです。

譲受人は譲渡人の要望により一時的に申請地を借り受け、造成工事を行い、工事完了後に畑として譲渡人に引き渡すものです。

譲渡人は、田を畑に変更後、トウモロコシやキュウリなどの露地野菜を栽培する計画です。

申請地は、東側及び西側が市の管理である道水路、北側が田、南側が畑になっております。

東側及び北側については、隣接地との境界から0.3mの離隔をとり、30度の勾配で盛土をします。

西側については、水路との間の道路用地部分が周辺よりも低くなっているため、道路用地部分にも盛土をすることにより、水路より約1mの離隔をとり、30度の勾配をつけて仕上げます。

南側については、地上高0.4mの既存の土留め鋼板があるため、これを被害防除とし、30度の勾配をつけて仕上げます。

また、申請地内を東西に横断する市道御所見676号線については、市の道路管理課と協議の上、造成する農地とは0.5mの離隔をとり、30度の勾配をつけて仕上げ、コンクリートブロック1段で被害防除の上、東側の道路と同様の地上高になるよう盛土をします。

盛土の高さは、最大で約1.8mです。

搬入する土の採取場所は、用田にあるストックヤードであり、土の成分については、地質分析結果報告書により、品質に問題ないことを確認しております。

なお、藤沢市開発業務課の「藤沢市土地の埋立て等の規制に関する条例」に係る手続きが行われていること及び西側の道路用地部分に盛土が必要となることなどから、市の道路管理課に申請を行っていることを確認しております。

地区協においては、譲受人及び譲渡人の代理人と面談し、周辺の農地及び水路に十分配慮することなどについて指導しました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

井上委員。

1番（井上哲夫委員） 許可日はいつからになるのでしょうか。

8月の20日頃ですか。

になるよう安全鋼板を設置し、土砂等の流出を防ぎます。

東側の雑種地との境界には既設のコンクリートブロックがありますので、これを利用し、被害防除とします。

敷地内は砂利敷きして転圧処理し、雨水については、敷地内浸透処理とします。

地区協においては、譲受人の代理人と面談し、周辺に残る農地に影響がないよう十分配慮することなどについて指導しました。

以上であります。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

この土地は、入っていく道路はあるんですか。

1 番（井上哲夫委員） ありますね。ただ狭い。

事務局（森 大晃主任） 北側の道路になります。

事務局（嶋田勝弘事務局長） ここに北から入っていく道路も狭いですね。

1 番（井上哲夫委員） 狭いです。

事務局（嶋田勝弘事務局長） さらに新幹線沿いも、そんなに広くないです。

1 番（井上哲夫委員） それも、地区協で指摘をしましたけれども、ただ、大型で 8 トン車まで入れると業者は言っていたけれども、今、実際に手前で造成工事みたいなことをやっていますが、大体 4 トン車が入りしていますね。業者は、資材を搬入したり何かするのは 8 トン車まで入れると言っているけれどもね。

議長（齋藤義治委員） 道路のことは確認したんですか。この解体業者が、どういう車が入るか。解体だから、かなり大型が入ってくるのではないですか。

事務局（森 大晃主任） 2 トン車と 4 トン車ということで確認しております。

議長（齋藤義治委員） 2 トン車と 4 トン車なら、入っていくには大丈夫ですか。

事務局（森 大晃主任） はい。幅は問題ないと思います。

1 番（井上哲夫委員） 4 トン車までは大丈夫だと思います。ただ、8 トン車まで入れるようなことを言っていたけれども、ちょっと無理かなと思いますね。

議長（齋藤義治委員） 解体というけれども、どういう解体をやるのか、要するに周りは全部鋼板か何かで囲って、中で車の解体とか、そういうことをやるんです

して利用し、現在に至る。確認資料、昭和63年航空写真。現地確認日、令和3年7月13日。

続きまして、地区、六会・長後。番号3。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、石川字稻荷山。地目、田。地積、55㎡。内容、平成15年頃より資材置場敷地として利用し、現在に至る。確認資料、平成19年航空写真。現地確認日、令和3年7月13日。

続きまして、番号4。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、石川字稻荷山。地目、田。地積、17㎡。内容、平成15年頃より資材置場敷地として利用し、現在に至る。確認資料、平成19年航空写真。現地確認日、令和3年7月13日。

続きまして、番号5。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、西俣野字渋沢。地目、畑。地積、971㎡。内容、昭和40年頃より店舗及び駐車場敷地として利用し、現在に至る。確認資料、平成19年航空写真。現地確認日、令和3年7月13日。

続きまして、番号6。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、長後字中原。地目、畑。地積、1,771㎡。内容、平成11年頃より山林となり、耕作不能な状態として現在に至る。確認資料、平成19年航空写真。現地確認日、令和3年7月13日。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

5番、小林委員。

5番（小林正幸委員） 本件の申請地につきましては、市道遠藤262号線にある「遠藤北原」交差点から南西に約450mの土地になります。

資料は18ページをお開きください。

申請者は、遠藤字中原の土地について、昭和43年頃から住宅敷地の一部として利用し、現在に至っているとのこと。

農地の区分は、農用地区域外であり、第1種農地及び第3種農地のいずれの

し……」ということですが、ここは、それ以前には耕作していたところですか。

事務局（森 大晃主任） 周りも山林に囲まれておりまして、平成11年とありますけれども、その前から山林化しているような現状でございました。

議長（齋藤義治委員） それでは、畑としてやっていたことはないんですか。記憶はありますか、井上委員。

1 番（井上哲夫委員） 新幹線が通る手前ですが、藤沢の外れに当たるようなところで、子どものころ行った記憶はあるんですが、それこそ子どもの頃の話で、あの辺は、既に林だったというイメージでした。

それで、今回行って見て、本当に昔のままだと思ったんだけど、きょうの私が読み上げた資料で「平成11年……」、この11年というのはちょっとおかしいかと、今さら言うのもアレですが、この資料を見たときに思いました。もっとそれ以前から林であったのではないかなという気はします。

それで、近隣のところも、恐らく耕作はしていなかったのではないかとというような、そんな記憶はあるんですけども、ちょっと定かではないところで申しわけないのですが。

議長（齋藤義治委員） それでは、かなり前から畑ではなかったということですね。

事務局（森 大晃主任） おっしゃるとおりです。

議長（齋藤義治委員） 先ほどの解体業者の転用がありましたよね。それが近所にありますよね。そこのところは畑ですか。

1 番（井上哲夫委員） そこは、ちゃんと畑になっています。農地パトロールでも確認して、山林ではなくて畑になっていました。

議長（齋藤義治委員） それで、この6番の方は、農業はやっていないんですか。

1 番（井上哲夫委員） 今50歳をちょっと出ているぐらいで、若いときからどこかに勤めているということではなくて就農、農業をやってますね。

議長（齋藤義治委員） 「非農地」として判断してもやむを得ないということですか。

事務局（森 大晃主任） そうですね。農地種別も第2種農地になりまして、ここだけ単独で山林化しているわけではなくて、今、周りの山林に囲まれているという

本件につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業公社が、農地を貸し付けるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定に基づき、神奈川県知事の同意を得た上で、農用地利用集積計画案を作成したものです。

番号1は、用田を中心に429aを耕作する方の新規借受分で、この土地については、もともと利用権の設定をしていましたが、農地中間管理機構を通して借りるため、このたび新規で申請があったものです。

当該地では、エダマメを作付けする予定となっております。

番号2は、葛原で30aを耕作する方の新規借受分で、当該地においては、ナスを作付けする予定となっております。

番号3は、5月26日開催の藤沢市青年等就農計画認定審査会で認定され、藤沢市において新たに農業を開始する方で、資料は23ページからとなります。

当該地では、ジャガイモ等を栽培し経営していくとのことでした。

御所見・遠藤の地区協議会におきまして、本人と面談し、就農計画等について確認をしております。

なお、中間管理事業を行う農地については、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

— — — — —
— — — — —
—

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第24号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第24号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第8、報告第10号「農地の貸借の合意解約通知について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主任。

事務局（森大晃主任） それでは、日程第8、報告第10号「農地の貸借の合意解約通知について」、説明をさせていただきます。

番号1は、他の方へ貸し付けるため、賃借権を合意解約する旨の通知を受けたものです。

番号2は、借主の法人が破産したため、利用権を合意解約する旨の通知を受けたものです。

こちらの法人については、この件をもちまして、全ての土地の利用権を解約したものといたします。

番号3から番号5は、借主の都合により、利用権を合意解約する旨の通知を受けたものです。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 本件につきましては、報告事項でございますので、お目通しの上、質問等がございましたら、お願いをいたします。

— — — — —
— — — — —
—

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、報告第10号を終了いたします。

次に移ります。

日程第9、報告第11号「藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

大西上級主査。

事務局（大西裕輝上級主査） 本件につきましては、まず15ページが「農地法第3

以上のとおり相違ありません。

議 長 齋 藤 義 治

署名委員 (番)

署名委員 (番)